

# 阿蘇子ども農山村交流プロジェクト受入センター 規約

## 第1条（名称）

本センターは、阿蘇子ども農山村交流プロジェクト受入センター（以下「センター」という。）と称する。

## 第2条（目的）

豊富な地域資源を活かしながら、全国の小学生の宿泊体験受入を軸とする交流や体験活動を進める中で、相互の連携と研鑽等により、農林業を中心とした様々なツーリズムの普及推進を図り、阿蘇地域全体の農林業の発展と地域の活性化に寄与することを目的としてセンターを設置する。

## 第3条（事業）

センターの目的を達成するために次の事業を行う。

- （1）相互の情報交換に関する事項
- （2）小学生の宿泊・体験受入活動の計画策定に関する事項
- （3）小学生の宿泊・体験受入活動の実施に関する事項
- （4）小学生の宿泊・体験受入活動等に係る情報発信に関する事項
- （5）その他、目的達成に必要な事項

## 第4条（構成）

センターは、別表第1に掲げる機関をもって構成する。

## 第5条（役員）

センターに次の役員を置く。役員は、総会において構成機関の中から選任する。

- （1）代表 1名
- （2）副代表 2名
- （3）監事 1名

## 第6条（役員の仕事）

- （1）代表は会を代表し、業務を総括する。
- （2）副代表は代表を補佐し、代表に事故等あるときはその職務を代行する。
- （3）監事は、センターの業務及び経理を監査し、その結果を総会において報告する。

## 第7条（役員の仕事）

役員の仕事は3年とし、再任を妨げない。また、任期満了後でも、後任者が就任するまでは、引き続きその職務を行う。なお、補欠により選任された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

## 第8条（幹事）

事業を円滑に実施するために幹事を置く。幹事は別表第2に掲げる者をもって充てる。

2 幹事長は、幹事の中から代表が指名する。

## 第9条（会議）

会議は、総会及び幹事会とし、代表が招集する。

## 第10条（総会）

総会は、年1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催することができる。  
総会において決議する事項は、次のとおりとする。

- （1）事業計画
- （2）収支予算
- （3）決算報告
- （4）規約の変更
- （5）役員を選任
- （6）その他代表が必要と認める事項

総会は、構成機関の2分の1（委任を含む）の出席によって成立し、総会の議決は、出席者の過半数の同意により成立する。

## 第11条（プロジェクトチーム）

幹事会の下に、企画立案等のためプロジェクトチームを置くことができる。

## 第12条（事務局）

センターの事務局は、財団法人阿蘇グリーンストックに置く。

## 第13条（会計）

センターの予算は、助成金、負担金、事業収入及びその他雑収入をもってあてる。

## 第14条（会計年度）

センターの会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

## 第15条（その他）

この規約に定めのない事項であって、代表が必要と認める事項については、総会において定めるものとする。

## （付則）

この規約は、平成20年12月24日から施行する。